

付 議 第 11 号

博物館に相当する施設の指定に関する議案

博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 19 条の規定により申請のあった下記の施設を、博物館に相当する施設として指定することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 32 号により、議決を求めます。

記

施設の名称：高知県立高知城歴史博物館
所在地：高知市追手筋二丁目 7 番 5 号
申請者：高知県知事 尾崎 正直

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(32) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、平成29年 月 日に次の施設を指定した。

平成29年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

施設名	所在地	設置者
高知県立高知城歴史博物館	高知市追手筋二丁目7番5号	高知県

博物館に相当する施設の指定について

1 博物館に相当する施設（博物館法第二十九条）

博物館の事業に類する事業を行う施設で、文部科学省令で定める指定要件をもとに県教育委員会が定めた「指定審査要項」に沿って審査を行い、指定する施設。

（指定要件）

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 三 学芸員に相当する職員がいること。
- 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 申請施設の概要

名称：高知県立高知城歴史博物館
 所在地：高知市追手筋二丁目7番5号
 開館：平成29年3月4日

3 審査

（1）審査会の開催

日時：平成29年2月6日（月）9:30～11:40
 場所：高知県立高知城歴史博物館 1階ホール
 委員：委員長：内田 純一（高知大学地域協働学部教授・高知県社会教育委員会委員長）
 副委員長 宅間 一之（前高知県立歴史民俗資料館長・土佐史談会長）
 委員 土居 靖幸（高知県教育委員会 文化財課長）
 委員 時久 恵子（香美市教育長 高知県社会教育委員会副委員長）
 委員 元吉 喜志男（高知県立文学館長）

（2）審査結果：博物館に相当する施設としての要件を満たしており、指定することが適当であると認められる。

（詳細は次頁）

項目ごとの審査内容

	博物館に相当する施設指定審査要項	高知県立高知城歴史博物館	適否
1 施設	(1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について ア 建物はおおよそ132m以上の延べ面積を有すること イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること	(1) ア 敷地面積 3,983.34㎡ 建築面積 2,548.81㎡ 延べ面積 6,220.56㎡ イ 展示室、収蔵庫、事務室等が整備されている	適
2 資料	(1) 資料は、実物、標本、模型等と所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。 (2) 所蔵資料は常に整理分類されて保管されていること	(1) 実物資料計 66,822 点 古美術史料 4,174 点 近代美術資料 768 点 歴史資料 61,946 点 (2) 整備済	適
3 職員	職員は、一般の職員のほか専門職員としてのいずれかに該当する職員を有すること (1) 学芸員有資格者 (2) 学芸員に相当する者 学芸員に相当する職員は少なくともつぎによるものとする ア 高等学校卒の職員は 10 年以上の経験を有する者 イ 短期大学卒の職員は 7 年以上 〃 ウ 大学卒の職員は 5 年以上 〃	(1) 学芸員有資格者 10 名を有する	適
4 事業	(1) 展示は常設展はもとより、特別展などもおこなわれていること (2) 案内書、パンフレット、解説書等定期的に刊行していること (3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること (4) 資料について調査研究活動が行われていること (5) その他各種の教育活動が配慮されていること	(1) 常設展のほか、企画展を年数回開催 (2) パンフレット、年報の発行 (3) 講座・講演会等の開催あり (4) 調査研究、紀要の発行 (5) 学校への出張授業、教材の貸出・提供、教員研修への協力等	適
5 運営	(1) 館園の設置規定、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること (2) 開館日数が年間を通じ 100 日以上であること (3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること (4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること	(1) 整備済 (2) 休館日：H27.12.26~H28.1.1 (土佐山内家宝物資料館) 12月27日から翌年の1月1日 (高知城歴史博物館条例第3条) (3) 該当 (4) 該当 H23~H25 利用者比率平均 県内 33.6% 県外 66.4%	適



別記第9号様式

博物館相当施設指定申請書

28 高文推第 637 号

平成 29 年 1 月 5 日

高知県教育委員会 様

申請者 高知県知事 尾崎 正徳

申請者の住所 高知市丸ノ内1丁目2番2号



博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者 高知県
設立年月日 平成 29 年 3 月 4 日
施設名 高知県立高知城歴史博物館
施設所在地 高知市追手筋 2 丁目 7 番 5 号

博物館に相当する施設指定審査要項

1 施設

(1) 総合博物館、歴史博物館、民族博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について

- ア 建物はおおよそ132㎡以上の延べ面積を有すること。
- イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。

(2) 動物園、植物園について

- ア おおよそ1,320㎡以上の土地があること。
- イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。

(3) 水族館について

- ア 展示用水槽が4個以上で、かつ、水槽面積の合計は360㎡以上であること。
- イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

2 資料

(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。

(2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

3. 職員

職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。

(1) 学芸員有資格者

(2) 学芸員に相当する者

学芸員に相当する職員は少なくとも次によるものとする。

- ア 高等学校卒の職員は、10年以上の経験を有する者であること。
- イ 短期大学卒の職員は、7年以上の経験を有する者であること。
- ウ 大学卒の職員は、5年以上の経験を有する者であること。

4 事業

(1) 展示は、常設展はもとより、特別展等も行っていること。

(2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。

(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。

(4) 資料について調査研究活動が行われていること。

(5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

5 運営

(1) 館園の設置規定、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。

(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。

(3) 館園の運営が年間を通じて一般に公開されていること。

(4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

(注) (1) 当該施設の指定の審査に当たっては、必要に応じて実施について審査するものとする。

(2) 博物館相当施設として、長期にわたり正常な運営を期待する見込みのないものは指定してはならない。

6 施行期日

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

博物館法第 2 条に規定する「博物館」及び
博物館法第 29 条に規定する「博物館に相当する施設」一覧

博物館法第 2 条に規定する「博物館」(登録博物館：5 施設)

博物館法第 29 条に規定する「博物館に相当する施設」(相当博物館：10 施設)

	館 名	設置者	法区分	館 種
1	高知県立美術館	高知県	登録	美術
2	高知県立歴史民俗資料館	高知県	登録	歴史
3	安芸市立書道美術館	安芸市	登録	美術
4	佐川町立青山文庫	佐川町	登録	歴史
5	桂浜水族館	社団法人	登録	水族館
1	高知県立のいち動物公園	高知県	相当	動物園
2	高知県立牧野植物園	高知県	相当	植物園
3	安芸市立歴史民俗資料館	安芸市	相当	歴史
4	香美市立やなせたかし記念館 アンパンマンミュージアム	香美市	相当	歴史
5	香美市立美術館	香美市	相当	美術
6	高知市立自由民権記念館	高知市	相当	歴史
7	わんぱーくこうちアニマルランド	高知市	相当	動物園
8	横山隆一記念まんが館	高知市	相当	美術
9	宿毛市立宿毛歴史館	宿毛市	相当	歴史
10	龍河洞博物館	財団法人	相当	自然史